

広島県告示第十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
田坂 信太郎	広島市	三原市大和町下徳良字向十郎 四二四番ほか四筆	一一、四四五
高田 勝彦	三原市	三原市大和町下徳良字向十郎 四二九番ほか六筆	一〇、〇八四
角保 雅史	安芸高田市	安芸高田市高宮町佐々部字西 原二八九番一ほか八筆	二二、七九五

二 認可年月日

令和六年一月十日